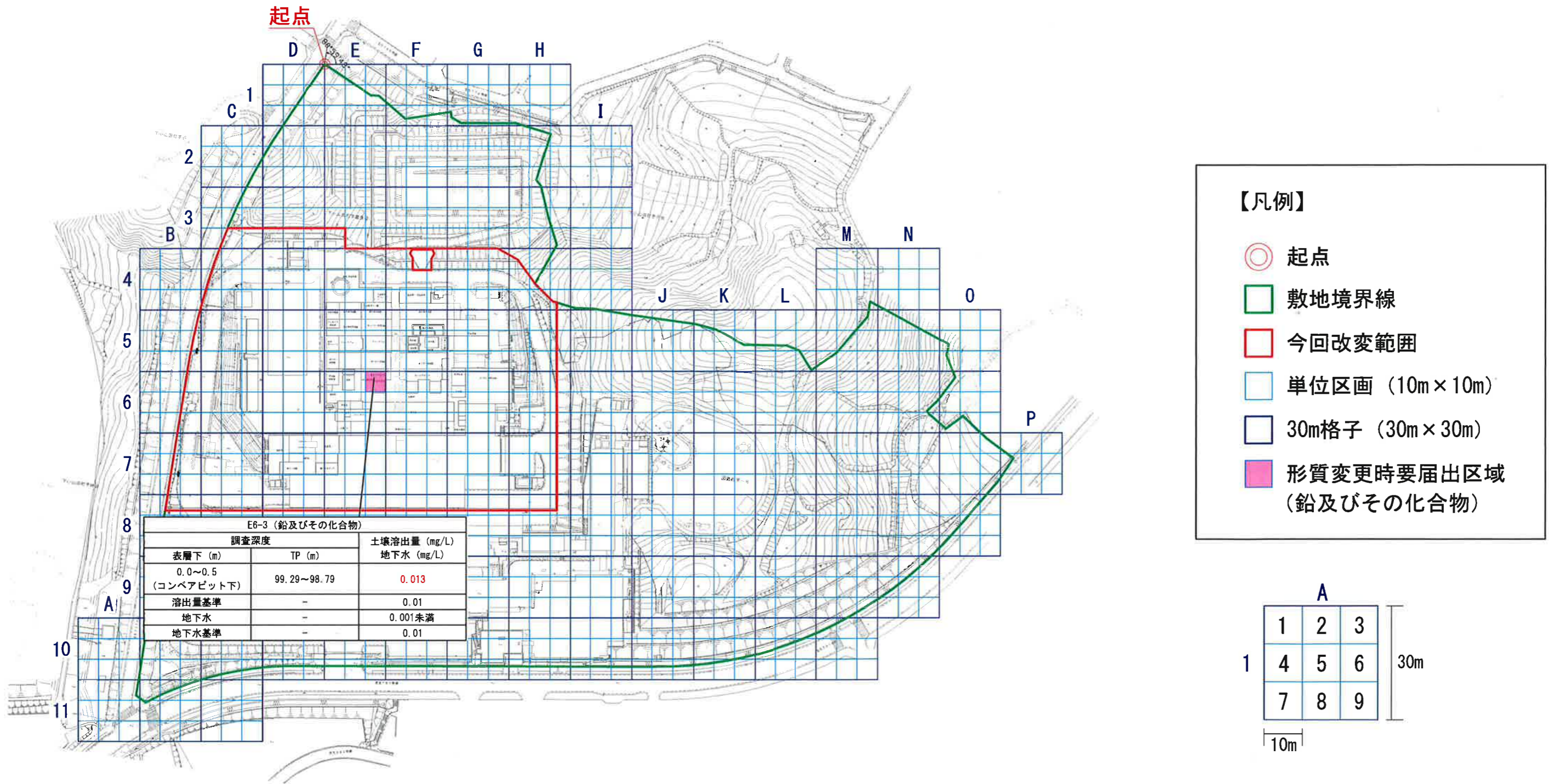


土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 1)

整理番号	209-1	調製年月日・契機	2023年2月27日	・ 第116条第1項第2号	
所在地	町田市函師町字一号112番 外132筆		(地番) 町田市下小山田町3160番地	(住居)	
訂正年月日・契機	2023年5月2日・第116条第1項第2号、2023年11月21日・第116条の3第3項、2024年2月22日・第116条の3第3項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	町田市バイオエネルギーセンター	面積	399 m ² (汚染地)	23,083 m ²	(調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容					
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更 要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨	形質変更時要届出区域に指定 (形-3)				
備考	2023年5月2日汚染地面積変更 (200 m ² →699 m ²) 並びに基準に適合しない特定有害物質 の種類及び項目の追加 2023年11月21日基準不適合土壌の掘削除去に伴う汚染地面積の変更 (699 m ² →399 m ²) 並びに基準に適合しない特定有害物質の種類及び項目の削除 2024年2月22日埋設構造物の解体に伴う土地の改変状況の追加				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	2022年12月22日 2023年3月10日	鉛及びその化合物	含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		ユーロフィン日本環境(株)
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

添付資料3 土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の状況を明らかにした平面図



3. 施工方法

本工事における施工フローを下記に示す。

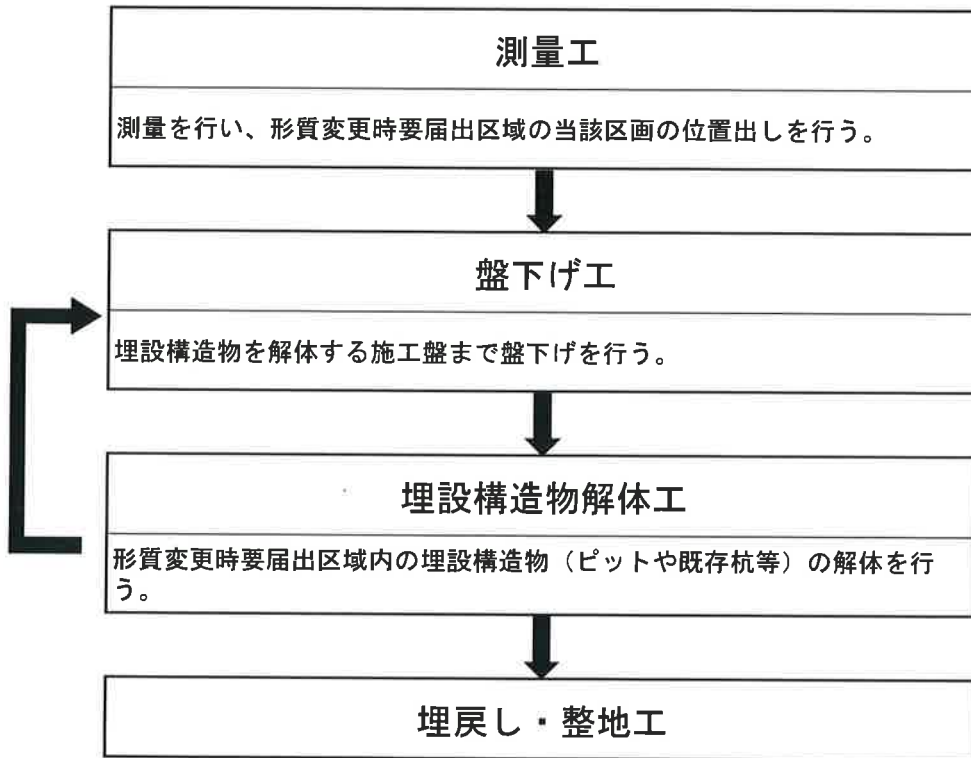


図 3.1 施工フロー図

3.1 測量工

調査時に設定した起点を基準に測量を行い、対象となる区画(E6-3)の位置出しを行った。

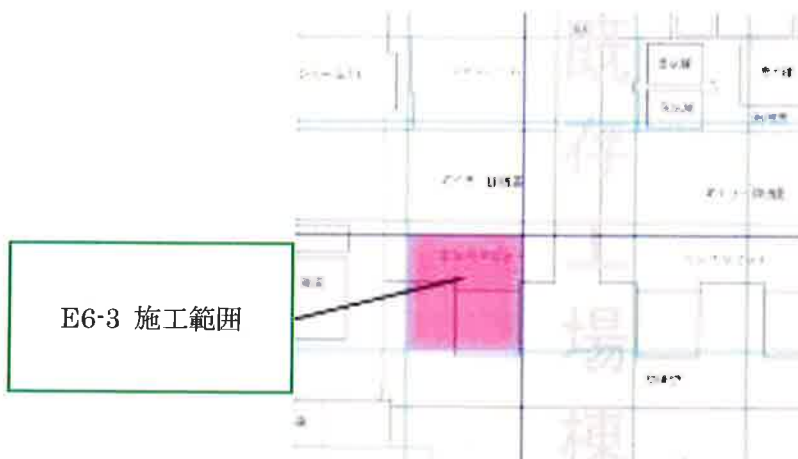


図 3.2 対象区画平面図

3.2 盤下げ工

埋設構造物を解体する施工盤まで盤下げを行った。

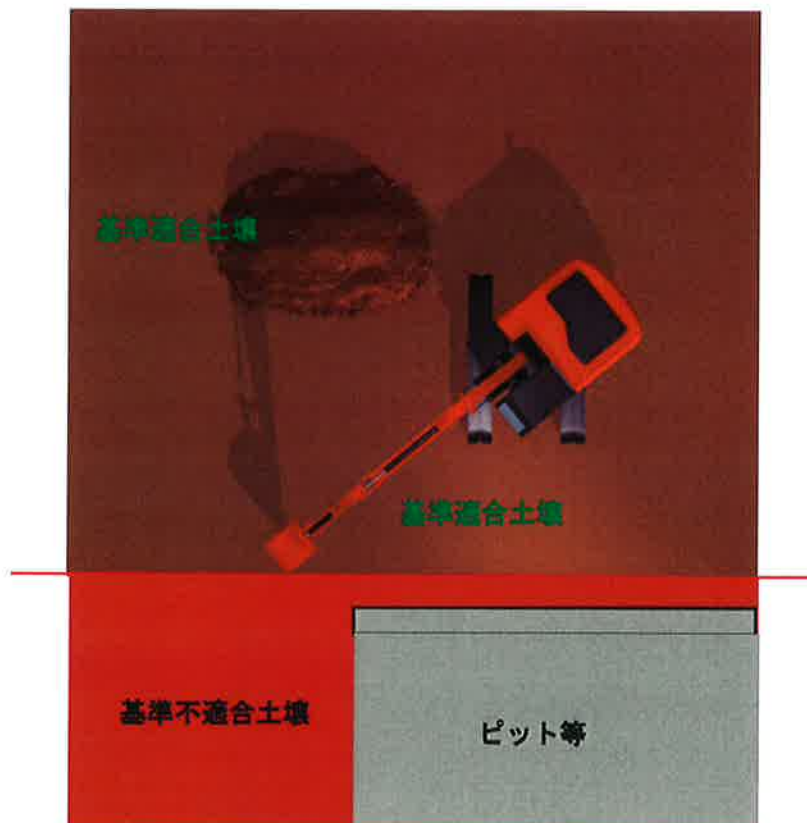


図 3.3 施工平面概略図

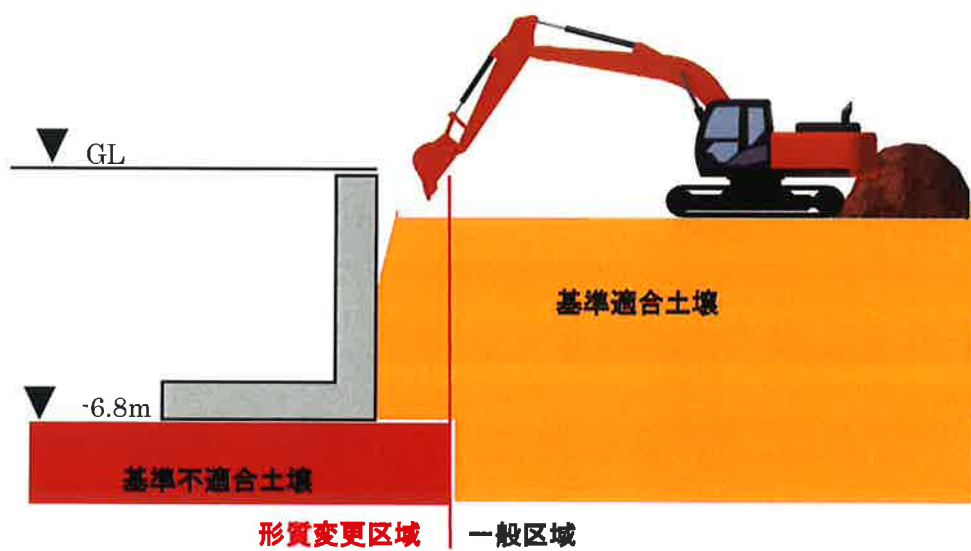


図 3.4 施工断面図

3.3 埋設構造物解体工

当該土地における埋設構造物の解体を行った。基準不適合土壌の掘削除去は行わずに、残置とした。そのため基準不適合土壌が区域外に出ないように注意を払いながら作業を実施した。

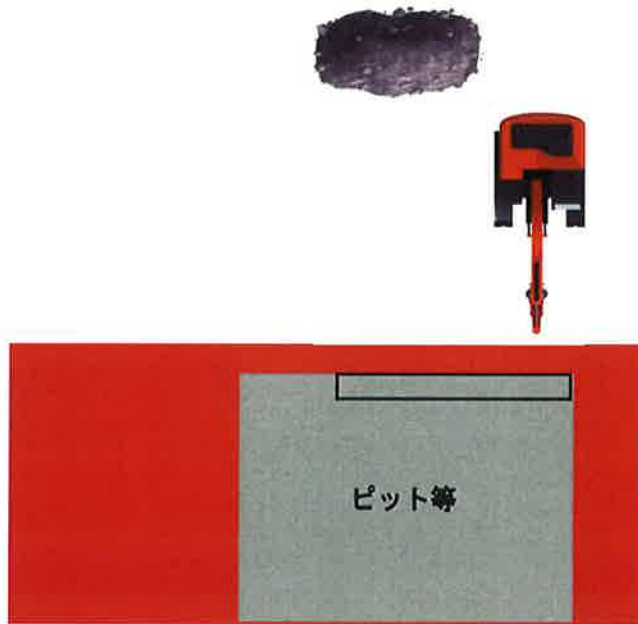


図 3.5 施工平面概略図



図 3.6 施工断面図

埋設構造物解体工(既存杭撤去)

既存杭はケーシングを打ち込んで引抜きを行った。既存杭の引抜き後はペントナイト等を充填して引抜いた孔を埋めた。

◇施工手順(ケーシングセットから杭引抜まで)

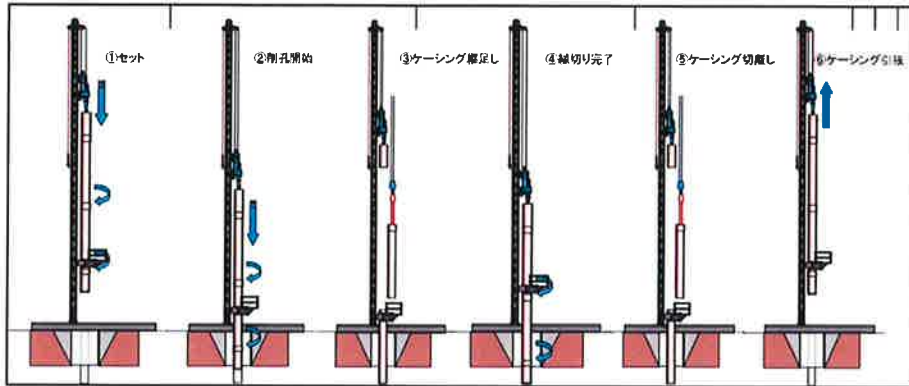


図 3.7 杭抜き撤去方法 展開図

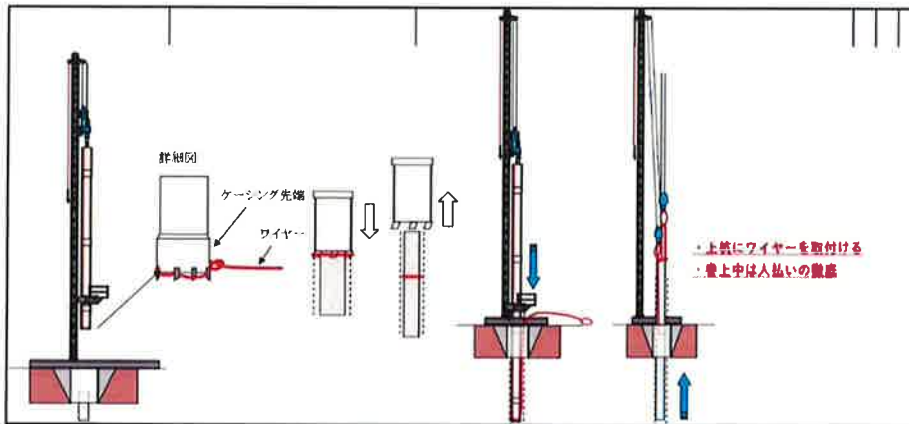


図 3.8 杭抜き状況詳細図

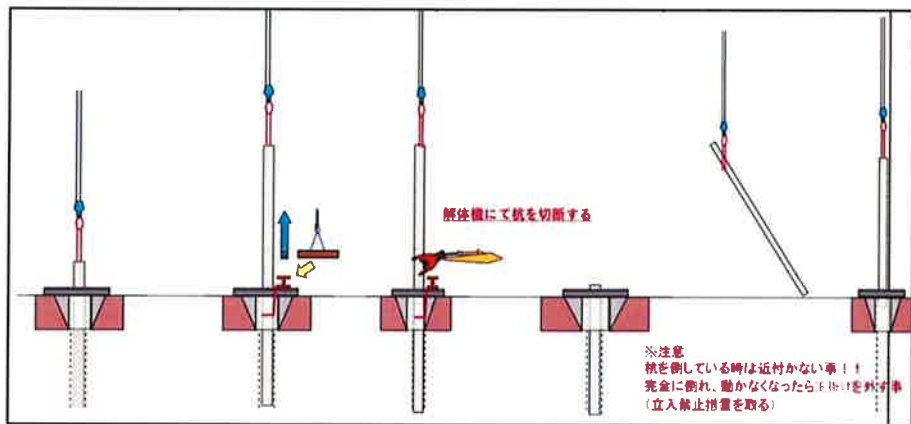


図 3.9 杭抜き破碎状況図

◇施工手順（盤下げ→埋設物解体）

盤下げ掘削作業手順

最初に形質変更時要届出区域内の地下構造物を撤去するにあたっては、調査ポイントから-6.8mまでの土壌は基準に適合しており、-6.8mから下の土壌は基準に不適合であった。以下の内容に管理基準を設けて、施工の管理基準を設定して重点管理を行った。

1. 調査ポイントから-6.5mまでの指定区域内の土壌のみ先行掘削を行った。掘削した指定区域内の土壌を隣接区域に一時的に仮置きする場合は、基準不適合土壌と混載にならないように高さ管理を行った。
2. 調査ポイントより-6.5mから下の指定区域内の土壌と、-6.8mからの下の基準不適合土壌については形質変更区域内のみでの仮置きとし、区域外への仮置きまたは飛び地間移動は行わなかった。また、場内埋戻し時は-6.5mから下の土壌については基準不適合土壌として施工上の管理を行った。
3. 区域内外での仮置き中の土壌はブルーシート等で覆い、飛散防止に努めた。
4. 施工中は散水等を行い、飛散防止対策に努めた。

埋設構造物解体工（基礎構造物）

1. 埋設構造物については、撤去前に埋設構造物に付着している土壌等を必ず区域内にて払い落としてから埋設構造物の破碎及び撤去を行った。
2. 区域内で破碎したコンクリート塊は、速やかに付着している土壌を払い落とし、区域外に仮置きを行ってからコンクリートの小割破碎を行った。
3. 解体作業中は散水を行い、飛散防止対策に努めた。
4. 埋設構造物が撤去した時点で所定の高さまで適合基準土壌で埋め戻した。埋戻し時についても散水を行い、飛散防止対策に努めた。

埋設構造物解体工（既存杭撤去）

1. 杭芯を出してから杭頭確認の掘削。
2. ケーシングと杭が合うようにリーダを設置。
3. 杭の外周をケーシングで削孔。状況に応じてケーシング先端より水を吐出しながら削孔。
4. 杭がケーシングと一緒に回転することを確認し、削孔完了。
5. ケーシングは、回転を与えながら引き上げを行った。この時、削孔時と同じ方向への回転を与えた。
6. ケーシングの引き上げ完了。
7. 杭引抜き用の輪投げワイヤをケーシング下部にセット。
8. 杭にワイヤが完全に固定されたのを確認後、ケーシングを引き上げた。
9. ワイヤを少しずつ引き上げて、杭の引抜を完了。杭の撤去後は基準適合土壌で埋戻した。
10. 既存杭に付着している土壌等は区域内にて払い落としてから、区域外に持ち出して小割破碎を行った。

以上

3.4 埋戻し・整地工

埋設構造物の解体後に埋戻し整地。

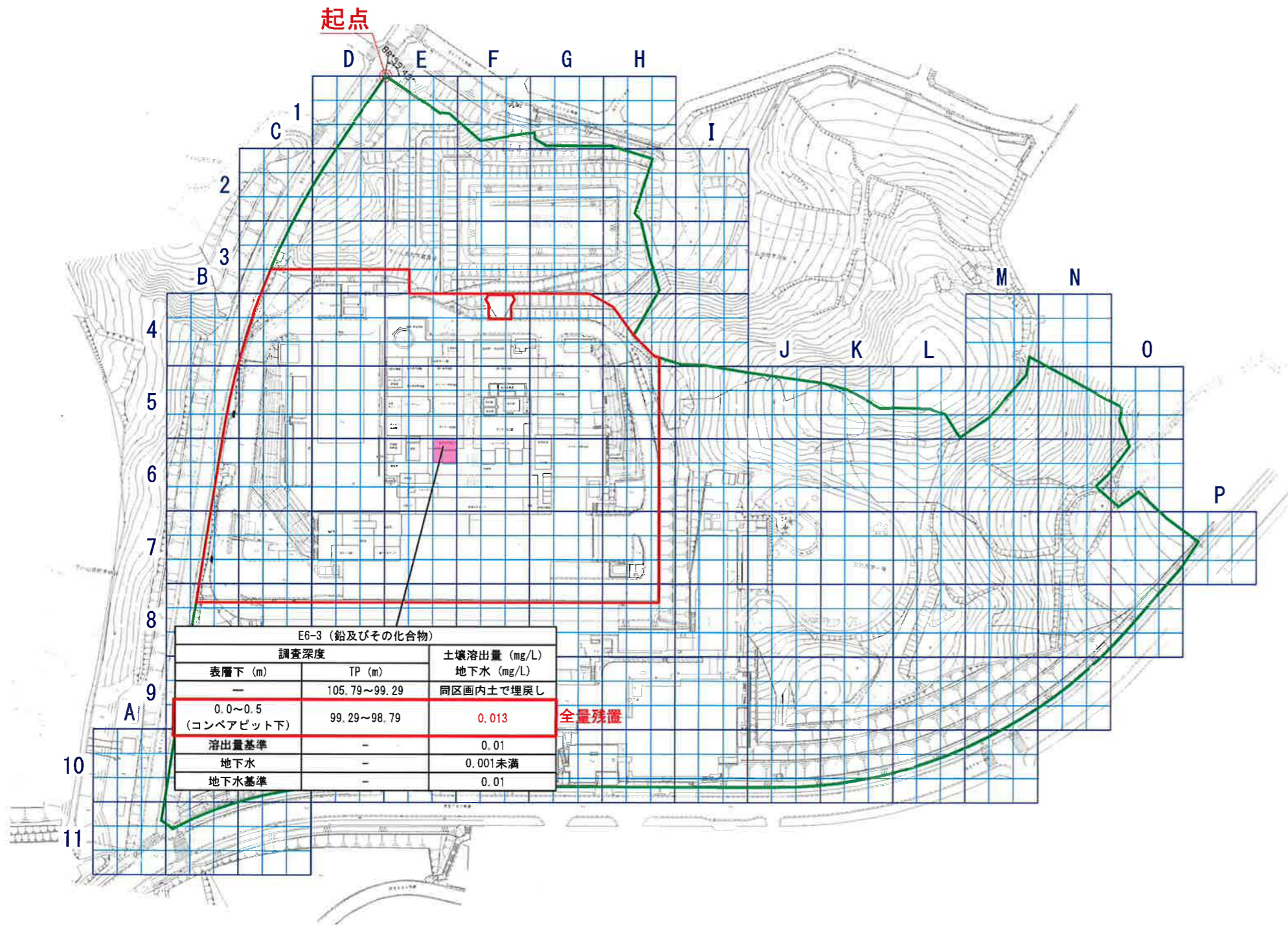


図 3.10 埋戻し状況断面図

埋戻し作業手順

1. 区域内にて基準不適合の土壌を均一に敷き均し。
2. 基準不適合土壌の上面を基準適合土壌を覆い被せた。
3. 地盤の沈下がのちに発生しないように、各層 30cm 毎に転圧を行った。
4. 散水を行い、飛散防止対策に努めた。

添付資料6 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面



【凡例】

- 起点
- 敷地境界線
- 今回改変範囲
- 単位区画 (10m × 10m)
- 30m格子 (30m × 30m)
- 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物)

